

平岡会計だより

2024.03 Vol. 171

発行元



税理士法人 平岡会計事務所

大阪府中央区天満橋京町1番26号

尼信天満橋ビル7階

TEL06(6966)5858 FAX06(6966)5868

<http://www.hiraoka-kaikei.jp/>

<目次>

税務》定額減税と給与の源泉徴収事務への影響……………P 2

特集》インボイス保存不要特例……………P 3

労務》育休中等業務代替支援コース（新設）……………P 4

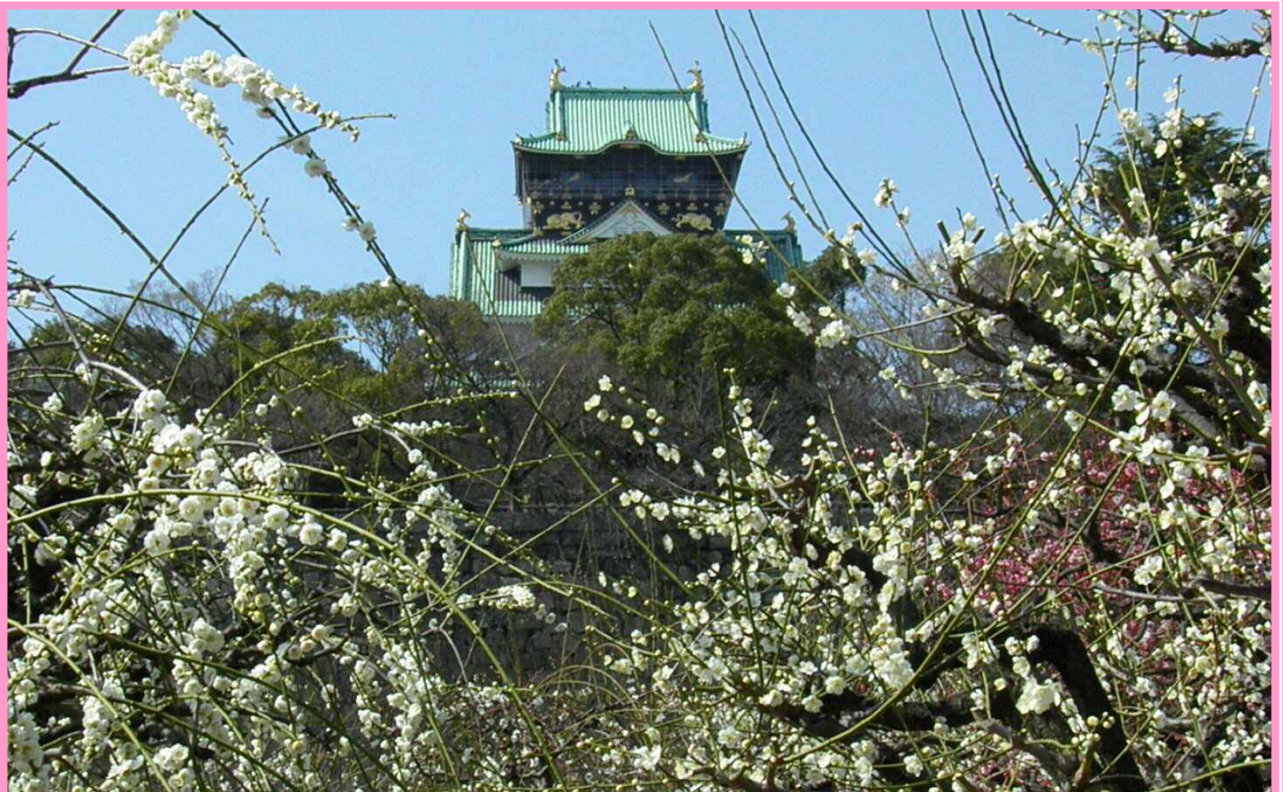
～ 電子証明書の取得にご協力を ～

確定申告で必要となる生命保険及び地震保険の控除証明書並びにふるさと納税の受領証は、電子証明書で取得していただくのと紙の控除証明書や受領証が不要になります。

特にふるさと納税は件数が多くなることもあり、受領証に漏れがないか気になるところです。ふるさと納税の大手ポータルサイトでは、電子証明書を発行するページを設けており、とても簡単に証明書の発行手続きができます。手続き後1日から遅くとも数日以内には電子証明書が発行されます。発行された証明書を電子メールに添付して弊社担当者へお送りください。電子データが苦手な方は、電子証明書の手続きと同じように「寄付金控除に関する証明書」の発行手続きをすることにより紙で取得することもできます。いずれの方法でも地方自治体が発行する受領証は不要となります。

生命保険や地震保険も保険会社によって手続きは異なりますが電子データで取得することも可能です。電子で取得しても翌年以降も紙での控除証明書の発行は継続されますので一度試してみてください。

また、令和7年から税務署は法人税や消費税について紙の納付書を送らなくなります。銀行から口座振替できるダイレクト納税等をご活用ください。



定額減税と給与の源泉徴収事務への影響

1. 定額減税とは

物価高による国民の負担を緩和し、デフレに後戻りさせないための措置の一環として、所得税と個人住民税の定額減税が実施されます。具体的には、合計所得金額1,805万円以下(給与の年収2,000万円以下に相当)の納税者本人と、日本に住む扶養家族(同一生計配偶者+扶養親族)を対象に、次の金額が特別控除の額として、減税の対象となります。

対象者1人につき	所得税	3万円	個人住民税	1万円
----------	-----	-----	-------	-----

例えば、扶養家族が2人いる場合には、(3万円+1万円)×3人(本人+扶養家族2人)=12万円が、所得税と個人住民税をあわせた特別控除の額となります。

2. 定額減税の実施時期等

令和6年度税制改正の大綱に示されている実施時期等は、次のとおりです。



(1) 所得税

	実施時期等
給与所得者	<ul style="list-style-type: none">● 令和6年6月1日以後最初に支払う給与等(賞与含む)から順次控除● 令和6年6月2日以後の入社、異動等により特別控除の額に変動が生じた場合は年末調整で調整
公的年金受給者	<ul style="list-style-type: none">● 令和6年6月1日以後最初に支払を受ける公的年金等から順次控除● 異動等により特別控除の額に変動が生じた場合は確定申告で調整
事業所得者	<ul style="list-style-type: none">● 原則として、令和6年分の確定申告(令和7年1月以降)で控除● 予定納税の対象となる方は、令和6年7月の第1期分予定納税額から本人分のみ控除● 扶養家族分に係る特別控除の額は、予定納税額の減額申請を行うことで控除可能、控除しきれない部分は第2期分(11月)で控除

(2) 個人住民税

個人住民税は、地方公共団体が算定を行い、定額減税が反映された令和6年度分の納税額が通知等され、これに基づいて納付を行います。なお、対象となる同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)に係る定額減税の実施時期は、上記とは異なり令和7年度分での実施予定とされています。

3. 給与に係る源泉徴収義務への影響

(1) 所得税

6月1日において主たる給与等の支払を受ける者(源泉徴収税額表の甲欄)が対象です。また、6月1日以後最初の給与等の支払日までに提出された、扶養控除等申告書等の記載情報に基づき特別控除の額を計算します。6月以降の源泉徴収、特に賞与支払時の控除もれにご注意ください。

(2) 個人住民税

定額減税が適用される令和6年度の特別徴収は、例年の6月ではなく1ヶ月遅い7月から翌年5月までの11回の徴収となります。特別徴収税額の通知が届き次第、準備しましょう。



(作成:安武正己)

～インボイス保存不要特例～

令和6年度税制改正の大綱で仕入税額控除に係る帳簿の記載事項の見直しが示されました。すでに出張旅費特例や公共交通機関特例では、国税庁告示により「住所又は所在地」の記載が不要とされていますが、これに自動販売機特例と回収特例も加わることとなります。

◆適格請求書等保存方式に係る見直し

一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められる**自動販売機及び自動サービス機による課税仕入れ※1並びに使用の際に証票が回収される課税仕入れ(3万円未満の少額なものに限る。)**※2については、**帳簿への住所等の記載を不要**とする。

(注)上記の改正の趣旨を踏まえ、**令和5年10月1日以後**に行われる上記の仕入れに係る帳簿への住所等の記載については、運用上、**記載がなくとも改めて求めないもの**とする。

※1)自動販売機特例について

自動販売機又は自動サービス機により行われる取引について、税込価額が3万円未満である場合には、その買手は、一定の事項を記載した**帳簿のみの保存**で、仕入税額控除の適用を受けることができます。対象取引例には以下等があります。

- ① 自動販売機による飲食料品の購入
- ② 金融機関のATMによる手数料を対価とする入出金サービスや振込サービスの利用
- ③ コインロッカーやコインランドリー等によるサービスの利用

※2)回収特例について

入場券のような物品切手等で適格簡易請求書の記載事項(取引年月日を除きます。)が記載されているものが、引換給付の際に適格請求書発行事業者により回収される場合、当該物品切手等により役務の提供等を受ける買手は、一定の事項を記載した**帳簿のみの保存**で仕入税額控除の適用を受けることができます。

《帳簿のみ保存の特例を適用する場合の帳簿の記載事項》

- ・ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ・ 取引年月日
- ・ 取引内容(軽減税率対象の場合、その旨)
- ・ 対価の額
- ・ **課税仕入れの相手方の住所又は所在地**
(国税庁長官が指定するものについては、住所等の記載は不要)
- ・ 特例の対象となる旨

(見直し案)

自動販売機特例や**回収特例**が適用される取引(3万円未満の取引に限る。)について、**記載を求めない**こととする。

○見直し案に基づく自動販売機特例を適用する場合の帳簿の記載例

総勘定元帳(会議費)		(株)○○	
XX年	摘要	借方	貸方
月 日			
2 8	○○市 自販機 飲料※	120	
⋮	⋮	⋮	

記載を求めない

※は軽減税率対象品目

◆帳簿の記載例

・会議の際に提供する飲み物として、自動販売機で飲料(1本150円)を20本(3,000円)購入した場合

総勘定元帳(会議費)		(株)○○○	
XX年	摘要	借方	貸方
月 日			
2 8	自販機 飲料※	3,000	
⋮	⋮	⋮	

※は軽減税率対象品目

・従業員の福利厚生目的で○○施設の入場券(1枚2,000円)を4枚(8,000円)購入し使用した場合

総勘定元帳(福利厚生費)		(株)○○○	
XX年	摘要	借方	貸方
月 日			
2 8	○○施設入場券	8,000	
⋮	⋮	⋮	

ここでは記載事項の住所又は所在地の記載不要の他、課税仕入れの相手方の氏名又は名称と特例の対象となる旨が「自販機」「○○施設入場券」の記載で問題ない事をご確認いただけるかと思えます。今後の帳簿記載時の参考になさってください。

出典:国税庁 HP「令和6年度税制改正の大綱について(インボイス関連)」

育休中等業務代替支援コース(新設)

令和6年1月より、育児休業や育児のための短時間勤務をする従業員の業務を代替する体制整備への支援が始まります。

①事業主が他の従業員に手当等を支払って業務を代替させた場合、②育児休業中に代替する従業員を新規雇用（新規の派遣も含む）した場合を対象に助成金が支給されます。

①「手当支給等」

1. 育児休業中の場合 ⇒ 最大で125万円

〈業務体制整備経費〉5万円（育休1か月未満の場合は2万円）

〈業務代替手当〉支給総額3/4

※上限額は月10万円、対象期間は12か月間

2. 短時間勤務利用中の場合 ⇒ 最大で110万円

〈業務体制整備経費〉2万円

〈業務代替手当〉支給総額3/4

※上限額は月3万円、対象期間は子が3歳になるまで



②「新規雇用」

業務を代替した期間に応じた額を支給 ⇒ 最大で67.5万円

【最短：7日以上14日未満】 9万円 【14日以上1か月未満】 13.5万円

【1か月以上3か月未満】 27万円 【3か月以上6か月未満】 45万円

【最長：6か月以上】 67.5万円

上記の支給額以外に「情報公開加算」等の加算項目もあります。また支給を受けるには、業務の見直し・効率化や就業規則への規定など細かな要件があります。詳しくは厚生労働省のHPをご確認ください。

(作者：浜崎千絵)



現代語訳 論語と算盤

著者：渋沢栄一 訳者：守屋淳

出版：ちくま新書

今年1月号の新年のご挨拶の中でもありました『論語と算盤』を改めてご紹介いたします。

今年7月3日から新しい紙幣が発行され、新一万円札の「顔」に選ばれたのは、NHK大河ドラマの主人公にもなった渋沢栄一です。「論語」とは道徳、「算盤」とは利益を追求する経済活動のことを指します。『論語と算盤』は渋沢栄一の「利潤と道徳を調和させる」という経営哲学のエッセンスが詰まった一冊です。本書は、その中から重要部分を選び、現代語に訳したものです。

第一国立銀行（現在のみずほ銀行）など、生涯で約500の企業を設立し、「近代日本経済の父」と呼ばれる栄一は、経済的利益の追求だけでなく、社会全体の利益や幸福の大切さを訴えました。彼の言葉は、ビジネスに限らず、先の見えない時代に、どう生きるべきか？迷った時や悩んだ時に立ち返りたい原点となるでしょう。

－編集後記－

今年7月3日、20年ぶりに新札が発行されます。

現在の千円札の裏面は、岡田紅陽の「湖畔の春」を基にした本栖湖からの富士山が描かれています。さて、新札ではどうかと調べると、葛飾北斎の「富嶽三十六景(神奈川冲浪裏)」で、富士山も小さく描かれています。旅行していても、富士山が見えると嬉しくなるのは私だけでしょうか。

なお、新札の裏面は、一万円札が歴史的建造物(重要文化財)の東京駅丸の内駅舎、五千円札はフジ(藤)の花です。 (平野順子)